



令和 6年 7月 29日

福井県知事 様

越前市村国二丁目11番31号

医療法人 坂下歯科医院

理事長 坂下 寿人

決 算 届

令和5年5月1日から令和6年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書
7. 経営情報報告書

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 坂下歯科医院会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福井県越前市村国二丁目11番31号

(3) 設立認可年月日 平成3年5月14日

(4) 設立登記年月日 平成3年5月21日

(5) 役員及び評議員

| | 氏名 | 備考 |
|-----|-------|--------------|
| 理事長 | 坂下 寿人 | 坂下歯科医院診療所管理者 |
| 理事 | 坂下 志津 | |
| 同 | 石上 知子 | |
| 監事 | 坂下 淳子 | |

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード 又は介護事業所番号 | 開設場所 | 許可病床数 |
|-----|--------|-------------------------|-----------------------|-------|
| 診療所 | 坂下歯科医院 | 1830333025 | 福井県越前市村国二丁目 11番31号 | |

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月28日 令和5年度決算の決定

理事、監事任期満了に伴う改選

様式 2

法人名 医療法人 坂下歯科医院
 所在地 福井県越前市村国 2丁目 11-31

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

財 産 目 録
 (令和 6 年 4月 30日現在)

| | |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額 | 33,729 千円 |
| 2. 負 債 額 | 9,915 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 23,814 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産 | 20,018 |
| B 固 定 資 産 | 13,711 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 33,729 |
| D 負 債 合 計 | 9,915 |
| E 純 資 産 (C-D) | 23,814 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 坂下歯科医院
 所在地 福井県越前市村国 2 丁目 1 1 - 3 1

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

貸 借 対 照 表
 (令和 6年 4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|--------|---------------------|----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流 動 資 産 | 20,018 | I 流 動 負 債 | 3,915 |
| II 固 定 資 産 | 13,711 | II 固 定 負 債 | 6,000 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 3,539 | 負 債 合 計 | 9,915 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 162 | 純 資 産 の 部 | |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 10,010 | 科 目 | 金 額 |
| | | I 資 本 剰 余 金 | 41,094 |
| | | II 利 益 剰 余 金 | △ 17,280 |
| | | 1 代 替 基 金 | |
| | | 2 そ の 他 利 益 剰 余 金 | △ 17,280 |
| | | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | |
| | | IV 基 金 | |
| | | 純 資 産 合 計 | 23,814 |
| 資 産 合 計 | 33,729 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 33,729 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人 坂下歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 福井県越前市村国 2 丁目 1 1 - 3 1

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|--------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 30,747 |
| 2 事業費用 | 31,559 |
| 本来業務事業利益 | △ 812 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | |
| 2 事業費用 | |
| 附帯業務事業利益 | |
| 事業損失 | △ 812 |
| II 事業外収益 | 1,173 |
| III 事業外費用 | |
| 経常利益 | 361 |
| IV 特別利益 | |
| V 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | 361 |
| 法人税等 | 206 |
| 当期純利益 | 155 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

※医療法人整理番号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

法人名 医療法人 坂下歯科医院
所在地 福井県越前市村国2丁目13-11

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 坂下歯科医院
理事長 坂下 寿人 殿

私は、医療法人坂下歯科医院の令和5年度会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年6月28日
医療法人 坂下歯科医院

監事 坂下 淳子

